

芦屋町出前町長室



申込・問合せ先

芦屋町役場 環境住宅課 地域振興・交通係

TEL 093-223-3539

FAX 093-223-3927

私と一緒に芦屋町のことを語り、これからのまちづくりを考えてみませんか。



長引く経済の低迷や競艇事業の不振など芦屋町を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。そのような中、地域のことは住民と行政がいっしょに考え、実行するという真の地方自治を確立して個性豊かな活気のある地域社会をつくる必要があります。

このためには、町職員の能力を最大限に引き出すとともに、行政情報を積極的に公表することによって、住民の皆さんと情報を共有しながら協働のまちづくりを進めることが必要です。また、地域に住んでいる住民の皆さんがお互いに協力しながら主体的に活動を行っている、自治区活動の活性化も、とても重要なこととなります。

しかしながら、急速な少子高齢化や核家族化など、社会環境の変化により自治区活動はいろいろな課題を抱え、活動自体も衰退している状況にあります。

この「出前町長室」は、組織率の低下を始めとする様々な自治区の課題や、今後のまちづくりについて皆さんと一緒に考え、意見交換をすることによって、『皆さんが主役の、皆さんがつくるまち』を目指して実施しています。

皆さんの積極的なご利用を期待しています。

芦屋町長 波多野 茂丸

出前町長室とは

- 対象：自治区および組などの単位(いずれも区長からの申込みが必要です)で、おおむね10人以上とします。
※少人数の組が他区の組と合同で実施することもできます。
- 内容：①自治区の課題に対する意見交換
②選択したテーマ(次ページ参照)に関する説明と意見交換
※テーマを選ばなくても、出前町長室の申請はできます。
- 開催時間：午前9時から午後9時までの間で2時間以内
- 場所：町内の公民館や集会所など(自治区で場所の確保をお願いします)
- お願い：①業務や日程などの関係で、日時などご希望に添えない場合があります。
②その場で説明できない内容も予想されます。ご了承ください。
③上記内容に関する質疑や意見交換は構いませんが、行政に対する苦情や要望を行う場ではありませんので、ご理解をお願いします。

〔出前町長室の流れ〕

① 自治区による申請

所定の申請書を、開催予定日の20日前までに環境住宅課に提出してください。

※申請する際は、事前に環境住宅課にご相談ください。

○申請の際には、希望する出前町長室テーマ(2つまで)などを記入してください。

②環境住宅課から受託・不受託の通知

内容や日程などを調整して、申請の受託・不受託を開催予定日の1週間前に申請者に通知します。

③出前町長室の開催 ※2時間以内

〔標準的なスケジュール〕

1. 町長あいさつ
2. テーマに関する説明及び意見交換
※最大でも2テーマまでとします。
3. 自治区の課題に関する意見交換
4. アンケート記入時間

※標準的なスケジュールです。詳細については、事前打合せによって決定します。

出前町長室テーマ一覧

出前町長室を申請する際は、希望するテーマを二つまで選ぶことができます。

※このテーマ以外に希望するテーマがあれば環境住宅課までご相談ください。

3	<ul style="list-style-type: none">・防災組織の強化・防災施設及び計画の整備
4	生活環境
	<ul style="list-style-type: none">・タウンバス路線延長など利便性の向上・洞山の早期保全に向けた取組・ゴミの減量化、リサイクル化の推進・自然環境や都市景観の保全
5	教育
	<ul style="list-style-type: none">・学童保育の充実・小学4年生までの35人学級の導入・さわやかプロジェクトの推進
6	健康・福祉
	<ul style="list-style-type: none">・福祉など相談体制、介護対策の充実・住民の健康づくり事業の推進
7	町の元気づくり
	<ul style="list-style-type: none">・芦屋釜の里の活用・船頭町駐車場の有効活用・農林漁業のこれから
8	合併について